

規制の事前評価書

法令案の名称：個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案

規制の名称：連絡可能個人関連情報等についての規律の導入

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：個人情報保護委員会事務局

評価実施時期：令和8年4月

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- 連絡先情報等を含む個人関連情報（これと容易に照合することができる個人関連情報を含む。）を連絡可能個人関連情報とした上で、その不適正な利用及び不正な取得について、個人情報と同様の規制を導入することとする。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- 個人関連情報に含まれる、電話番号、メールアドレス、CookieID等の特定の個人に対し何らかの連絡を行い得る情報（以下「連絡先情報等」という。）は、当該個人への連絡を通じて当該個人のプライバシー、財産権等の権利利益を侵害し得る上、当該情報を媒介として秘匿性の高い情報を含む個人に関する情報を名寄せすることにより、個人の権利利益の侵害を生じさせるおそれがある。

上記のおそれが顕在化したものとして、メールアドレス等の連絡先情報等を用いて、有名企業等を騙ったメールやショートメールを個人に送信し、当該メール等の本文に記載したフィッシングサイトのURLにアクセスさせ、ユーザーID・パスワード等の認証情報、クレジットカード情報等を騙取する事例などが挙げられる。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- 上記のような事例については、用いられた情報が個人関連情報であることから、現行法上は規制の対象外である。そこで、連絡先情報等が含まれる個人関連情報について、個人の権利利益の侵害につながる蓋然性の特に高い行為類型である不適正利用及び不正取得を規制する必要がある。
- また、連絡先等が含まれる仮名加工情報及び匿名加工情報についても、同様のリスクが存在するため、不適正利用及び不正取得を規制する必要がある。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

<その他の規制手段の検討状況>

検討した 検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

- 個人関連情報全般について、違法又は不当な連絡行為を助長・誘発する利用等の行為類型を規制対象とすることや、連絡先情報を含む情報を個人情報として位置付けて個人情報に係る規律全般の対象とすることも想定されるが、規制対象が広範になりすぎないよう、個人の権利利益の侵害を生じさせるおそれが顕在化した事例等を踏まえ、上記のとおり、規制対象となる客体を連絡可能個人関連情報に限定し、規制対象となる行為を不適正利用及び不正取得に限定する形の規制とすることが適切と判断した。

<その他非規制手段の検討状況>

検討した 検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容）

- 連絡可能個人関連情報の不適正利用及び不正取得に関連した注意喚起等を行うことも想定されるが、既に上記のとおり個人の権利利益の侵害を生じさせるおそれが顕在化した事例が現れていることを踏まえれば、これらに対して個人情報保護委員会として個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱い

の確保を図ることが必要であることから、上記のとおり連絡可能個人関連情報についても個人情報保護法上の規制の対象とすることが適当であると考えた。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・ 上記1記載の規制により、連絡可能個人関連情報の不適正な利用及び不正な取得について個人情報と同様の規律を設けることで、本人の権利利益の侵害を防止するとともに、連絡可能個人関連情報等の適正な利用が促進されることが見込まれる。なお、実際の効果については施行後、新たな規律の執行状況や個人情報保護委員会への関連する相談・苦情等の状況を踏まえ把握する。

4 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

- ・ 連絡可能個人関連情報の不適正な利用及び不正な取得が規制の対象となる場所、個人関連情報取扱事業者において、適正な事業活動を行うための通常の取扱いを行う限りにおいては、特段の遵守費用の発生は想定されない。

<行政費用>

- ・ 本改正内容の周知・広報に要する行政費用が発生することが想定されるが、従来から行っている説明会や広報活動の一環で行うため、新たな行政費用の発生は限定的であると見込まれる。

<その他の負担>

- ・ 特段想定されない。

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

意見聴取した 意見聴取しなかった

（意見聴取しなかった理由）

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 個人に関連する情報は個人に対する一定のリスクがあることに賛同する。
- ・ 「個人に対する連絡が可能な情報」を適切に定義すべき。 等

<関連する会合の名称、開催日>

個人情報保護委員会での関連する会合は以下のとおり。

- 以下の各会において法改正に向けた関係者ヒアリングを実施した。

第262回（令和5年11月29日）、第263回（令和5年12月6日）、第264回（令和5年12月15日）、第265回（令和5年12月20日）、第266回（令和5年12月21日）、第268回（令和6年1月23日）、第270回（令和6年1月31日）、第271回（令和6年2月7日）、第272回（令和6年2月14日）、第281回（令和6年4月24日）

- 第292回（令和6年6月26日）にて「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」を示した。

リンク：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/240626_shiryoku-lsyuuseigo.pdf

- 第299回（令和6年9月4日）にて「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」に関する意見募集の結果を示した。

リンク：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/240904_shiryoku-1-1.pdf

- 第312回（令和7年1月22日）にて「「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討」の今後の進め方について（案）」を示した。

リンク：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/250122_shiryoku-1-1.pdf

- 第 316 回（令和 7 年 3 月 5 日）にて「「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方（案）について」を示した。
リンク：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/250305_shiryou-1-1.pdf
- 第 320 回（令和 7 年 4 月 16 日）にて「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方」に対して寄せられた意見の概要を示した。※令和 8 年 1 月まで随時更新
リンク：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/01-3_ikennogaiyou.pdf
- 第 347 回（令和 8 年 1 月 9 日）にて「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しの制度改正方針（案）」を示した。
リンク：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/260109_shiryou-1-1.pdf

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ 公表済（以下リンク参照）

リンク：[個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しについて](#) | [個人情報保護委員会](#)

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

- ・ 法律の附則において、法律の施行後 3 年ごとの見直し規定が置かれる予定であり、当該時期に事後評価を実施する。

<上記以外の法令案>

- ・